

# 静岡市自主運行バス(井川線・両河内線)の運賃改定について

## 1 前回会議(令和7年12月25日)での事前説明内容

市が山間地域における市民の日常生活に必要な交通手段を確保することを目的に運行する井川線及び両河内線(大平・板井沢・但沼系統)(道路運送法第78条第2号)について運賃改定を実施する。

改定方針は、地域間の乗客の公平性を確保するため、公費を投じる旅客運送事業において、統一的な運賃体系の設定を目的に令和8年度から運行を開始する地元自治会やNPO法人が運営主体となる運行(静岡市交通空白地における自家用有償旅客運送事業費補助金要綱に基づく運行)と均衡を図ることとする。

なお、法第4条の規定により運行する由比地区自主運行バス(ゆいばす)及び由比・蒲原病院線は、意見募集(法第9条第5項)を実施した後、別途実施する運賃協議分科会にて協議するものとする。

## 2 改定(案)の概要

- ・静岡市交通空白地における自家用有償旅客運送事業費補助金要綱に基づく運行と均衡を図る。
- ・上記を改定の原則とした上で、従前の運賃体系からの変更が戸惑いが生じないように、運賃が変わる区域(ゾーン)の設定を簡素化する。
- ・これまで運賃を無料としていた障がい者手帳所持者等の運賃について、通常運賃の半額とする。
- ・井川線において、民間バス路線と乗り継ぎが発生する場合の運賃を設定する。
- ・定期乗車券制度について、すべての利用者を対象に設定する

## 3 改定(案)の詳細

- ・井川線:別紙7-1 参照
- ・両河内線:別紙7-2 参照